

令和 8 年 9 月 定例月議会

令和 8 年 9 月 24 日

総務教育常任委員会 資 料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第 80 号	財産の譲渡について	市民活躍課	2
議案第 77 号	長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について	文化スポーツ課	3

市民協働部

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第 80 号
所管局・課	市民活躍課

財産の譲渡について

1 譲渡財産

- (1) 財産の名称 大見いこいの広場
- (2) 財産の所在 滋賀県長浜市木之本町大見 7 7 2
- (3) 主な内容 建物、附属設備、備品
- (4) 譲渡価格 無償

2 譲渡の相手方

愛知県名古屋市緑区鴻仏目 1 丁目 1 0 2 番地
ウッドデザインパーク株式会社
代表取締役 鈴木 大基

3 契約の方法

仮契約を締結し、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づく市議会の議決（令和 8 年 9 月 30 日予定）をもって本契約とします。

4 公募経過

令和 8 年 3 月 19 日	第 1 回大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザル選定委員会において、募集要項、評価基準について審査決定を受ける。
令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 5 月 27 日	公募期間（応募 2 者）
令和 8 年 7 月 15 日	第 2 回大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザル選定委員会において、優先交渉権者決定

5 譲渡の内容

大見いこいの広場の利活用提案を受け、施設を譲渡することにより、地域の活性化を図るものです。

6 譲渡等の条件

土地：貸付（10 年間の事業用定期借地権設定契約を締結予定）
貸付価格（544 千円／年）
建物等：現状有姿で無償譲渡
交付金：改修等の支援として交付金 75,000 千円（令和 11 年度まで累計）を交付

7 譲渡する日

令和 9 年 4 月 1 日

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第 77 号
所管局・課	文化スポーツ課

長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

長浜球場及び浅井文化スポーツ公園 艇庫について、利用状況や老朽化を踏まえ、施設の集約・廃止により維持管理費の低減を図ることを目的に、令和8年度末をもって用途廃止を行うため、長浜市民スポーツ施設条例（平成18年長浜市条例第204号）の一部を改正します。

2. 改正内容

「長浜球場」及び「浅井文化スポーツ公園 艇庫」に係る規定を削ります。

3. 施行期日

令和9年4月1日

4. 経過

長浜球場及び浅井文化スポーツ公園 艇庫は、長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画及び長浜市スポーツ施設整備基本計画において、令和8年度末をもって用途を廃止することとし、令和8年2月の総務教育常任委員会で方針を示しています。また、用途廃止に向け、利用者への説明や代替としての利用が想定される既存施設の整備を進めています。

5. 今後の予定

令和8年度末 施設運営終了

令和9年度以降 建物等解体工事実施予定

6. 新旧対照表

別紙のとおり

長浜市民スポーツ施設条例の一部改正
新旧対照表

新			旧		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
名称		位置	名称		位置
(略)			(略)		
西浅井運動広場運動場		長浜市西浅井町大浦 190 番地 1	西浅井運動広場運動場		長浜市西浅井町大浦 190 番地 1
長浜市民庭球場		長浜市公園町（豊公園内）	長浜球場		長浜市宮司町 70 番地
(略)			長浜市民庭球場		長浜市公園町（豊公園内）
浅井文化スポーツ公園	浅井ふれあいグラウンド	長浜市大依町 15 番地	浅井文化スポーツ公園	浅井ふれあいグラウンド	長浜市大依町 15 番地
	浅井球場	長浜市大依町 15 番地		浅井球場	長浜市大依町 15 番地
	テニスコート	長浜市大依町 15 番地		テニスコート	長浜市大依町 15 番地
	長浜市浅井 B & G 海洋センタープール	長浜市大依町 15 番地		長浜市浅井 B & G 海洋センタープール	長浜市大依町 15 番地
	長浜市浅井 B & G 海洋センター体育館	長浜市大依町 15 番地		長浜市浅井 B & G 海洋センター体育館	長浜市大依町 15 番地
	野外ステージ	長浜市大依町 15 番地		野外ステージ	長浜市大依町 15 番地
	艇庫	長浜市西池町 59 番地 6		艇庫	長浜市西池町 59 番地 6
浅井文化スポーツ公園附帯施設	親水広場	長浜市大依町 15 番地	浅井文化スポーツ公園附帯施設	親水広場	長浜市大依町 15 番地
	希望の郷公園	長浜市大依町 15 番地		希望の郷公園	長浜市大依町 15 番地
	梅林園	長浜市大依町 15 番地		梅林園	長浜市大依町 15 番地
(略)			(略)		
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		

名称		利用時間
(略)		
西浅井運動広場運動場		(1) 4月1日から10月31日まで 午前6時から午後9時30分まで (2) 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後5時まで
長浜市民庭球場		(1) 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで (2) 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後5時まで
(略)		
(略)		
浅井文化スポーツ公園	浅井ふれあいグランド	午前9時から午後9時30分まで
	浅井球場	午前9時から午後9時30分まで
	テニスコート	午前9時から午後9時30分まで
	長浜市浅井 B&G 海洋センタープール	午前9時から午後9時まで
	長浜市浅井 B&G 海洋センター体育館	午前9時から午後9時30分まで
	野外ステージ	午前9時から午後5時まで
	木之本スポーツ広場	(1) 4月1日から10月31日まで 午前6時から午後9時30分まで

名称		利用時間
(略)		
西浅井運動広場運動場		(1) 4月1日から10月31日まで 午前6時から午後9時30分まで (2) 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後5時まで
長浜球場		(1) 4月1日から10月31日まで 午前6時から午後9時まで (2) 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後5時まで
長浜市民庭球場		(1) 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで (2) 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後5時まで
(略)		
浅井文化スポーツ公園	浅井ふれあいグランド	午前9時から午後9時30分まで
	浅井球場	午前9時から午後9時30分まで
	テニスコート	午前9時から午後9時30分まで
	長浜市浅井 B&G 海洋センタープール	午前9時から午後9時まで
	長浜市浅井 B&G 海洋センター体育館	午前9時から午後9時30分まで
	野外ステージ	午前9時から午後5時まで
	艇庫	午前9時から午後5時まで
木之本スポーツ広場		(1) 4月1日から10月31日まで 午前6時から午後9時30分まで

	(2) 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後5時まで
長浜伊香ツインアリーナ	午前9時から午後9時30分まで

スポーツ広場	日まで 午前6時から午後9時30分まで (2) 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後5時まで
長浜伊香ツインアリーナ	午前9時から午後9時30分まで

別表第3（第5条関係）

名称	休業日
(略)	
西浅井運動広場運動場	12月29日から翌年1月3日まで
長浜市民庭球場	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
(略)	
浅井文化スポーツ公園	浅井ふれあいグランド (1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。

別表第3（第5条関係）

名称	休業日
(略)	
西浅井運動広場運動場	12月29日から翌年1月3日まで
長浜球場	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
長浜市民庭球場	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
(略)	
浅井文化スポーツ公園	浅井ふれあいグランド (1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。

		(2) 12月29日から翌年1月3日まで			る。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
	浅井球場	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで		浅井球場	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
	テニスコート	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで		テニスコート	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
	長浜市浅井 B&G 海洋センタープール	6月第3土曜日から8月31日以前最後の日曜日までの日以外の日		長浜市浅井 B&G 海洋センタープール	6月第3土曜日から8月31日以前最後の日曜日までの日以外の日
	長浜市浅井 B&G 海洋センター体育館	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで		長浜市浅井 B&G 海洋センター体育館	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
	野外ステージ	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで		野外ステージ	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
木之本スポーツ広場	木之本グラウンド	12月29日から翌年1月3日まで			
	長浜伊香ツイン	12月29日から翌年1月3日まで		艇庫	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、

アリーナ	まで
------	----

別表第 4（第 9 条関係）

6 削除

		休日、土曜日又は日曜日に 当たらない直後の日とする。
		(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
木之本ス ポーツ広 場	木之本グラウン ド	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 まで
	長浜伊香ツイ ンアリーナ	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 まで

別表第 4（第 9 条関係）

6 長浜球場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等 を徴収し ない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	1,000 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		500 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		500 円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,500 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2,000 円
	入場料等を徴収する場合		2,000 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		500 円

備考

- 1 使用料は 1 時間単位とし、使用時間に 1 時間単

位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。

3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1 時間	3,600 円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。